

静岡県告示第753号

民間シェルター設置促進事業費補助金交付要綱（平成16年静岡県告示第887号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月10日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p data-bbox="276 571 759 647"><u>民間シェルター設置促進事業費補助金交付要綱</u></p> <p data-bbox="194 665 328 696">第1 趣旨</p> <p data-bbox="221 714 759 1028">知事は、<u>配偶者からの暴力を受けた者等の保護を行うため、シェルターを設置し、又は設置しようとする民間団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="194 1046 328 1077">第2 定義</p> <p data-bbox="221 1095 759 1411">(1) <u>この要綱において「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。</u></p> <p data-bbox="221 1429 759 1554">(2) <u>この要綱において「配偶者からの暴力を受けた者等」とは、次のいずれかに該当する女性をいう。</u></p> <p data-bbox="248 1572 759 1982">ア <u>配偶者からの暴力（配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）を受けた者</u></p>	<p data-bbox="888 571 1372 647"><u>困難な問題を抱える女性等支援事業費補助金交付要綱</u></p> <p data-bbox="805 665 940 696">第1 趣旨</p> <p data-bbox="833 714 1372 1028">知事は、<u>困難な問題を抱える女性等への支援を行うため、困難な問題を抱える女性等支援事業を行う民間団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="805 1046 940 1077">第2 定義</p> <p data-bbox="833 1095 1372 1314">(1) <u>この要綱において「困難な問題を抱える女性」とは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。</u></p> <p data-bbox="833 1332 1372 1458">(2) <u>この要綱において「困難な問題を抱える女性等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p data-bbox="860 1476 1214 1507">ア <u>困難な問題を抱える女性</u></p> <p data-bbox="860 1525 1372 1744">イ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者及び同法第28条の2において準用する同法第2条に規定する被害者</u></p> <p data-bbox="833 1762 1372 1888">(3) <u>この要綱において「困難な問題を抱える女性等支援事業」とは、第3の表事業区分の欄に掲げる事業をいう。</u></p> <p data-bbox="833 1906 1372 1982">(4) <u>この要綱において「民間団体」とは、次のいずれにも該当する民間の団体であつ</u></p>

イ 売春（売春防止法（昭和31年法律第118号）第2条に規定する売春をいう。以下同じ。）の経歴を有する者で、現に保護及び援助を必要とする状態にあると認められる者

ウ 売春の経歴は有しないが、その者の生活歴、性行又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者

エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護及び援助を必要とする状態にあると認められる者

(3) この要綱において「シェルター」とは、配偶者からの暴力を受けた者等の一時避難所をいう。

(4) この要綱において「民間団体」とは、次のいずれにも該当する民間の団体であつて、知事が適当と認めるものをいう。

ア 構成員がおおむね10人以上であること。

イ 営利を目的とせず、公益性があること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

第3 補助の対象及び補助率（額）

次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象		補助基準額	補助率（額）
事業の区分	経費		

て、知事が適当と認めるものをいう。

ア 構成員がおおむね10人以上であること。

イ 営利を目的とせず、公益性があること。

ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

オ 県内にシェルター又は居場所に関する活動の拠点を有すること。

(5) この要綱において「シェルター」とは、困難な問題を抱える女性等の一時避難所をいう。

(6) この要綱において「居場所」とは、困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、安心して自由に気持ち、悩み等を話し、及び必要に応じ交流等を行うことができる場所をいう。

(7) この要綱において「アウトリーチ支援」とは、訪問、巡回等により、困難な問題を抱える女性に声をかけ、支援につなげることをいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

次の表に掲げるとおりとする。

補助の対象		補助基準額	補助率（額）
事業の区分	経費		

<p>スター トアッ ブ研修 事業</p>	<p>県が実施する 研修等に参加す ることにより、 シェルターの設 置及び運営に係 る知識及び技術 を修得する事業 に要する経費</p>		<p>(略)</p>	<p>スター トアッ ブ研修 事業</p>	<p>県が実施する 研修等に参加す ることにより、 シェルター又は 居場所の設置及 び運営に係る知 識及び技術を修 得する事業に要 する経費</p>		<p>(略)</p>
<p>居住環 境整備 事業</p>	<p><u>配偶者からの 暴力を受けた者 等</u>が生活をする ために必要な家 具等をシェルタ ーに設置し、居 住環境を整備す る事業に要する 経費</p>			<p>居住環 境整備 事業</p>	<p><u>困難な問題を 抱える女性等</u>が 生活をするため に必要な家具等 をシェルターに 設置し、居住環 境を整備する事 業に要する経費</p>		
<p>シェル ター運 営事業</p>	<p>シェルターの 運営に要する次 に掲げる経費 1 賃借料（自 己所有物件 （自宅を除 く。）をシェル ターとして利 用する場合 は、同等の物 件を賃借した 場合に要する と認められる 経費。） 2 光熱水費 （基本料金に 限る。）</p>	<p>次に掲げる 経費の区分に 応じ、それぞ れに掲げる額 とする。 1 賃借料 60万円 2 光熱水費 <u>36,000円</u> 3 通信費 <u>24,000円</u></p>	<p>(略)</p>	<p>シェル ター運 営事業</p>	<p>シェルターの 運営に要する次 に掲げる経費 1 賃借料（自 己所有物件 （自宅を除 く。）をシェル ターとして利 用する場合 は、同等の物 件を賃借した 場合に要する と認められる 経費） 2 光熱水費 （基本料金に 限る。<u>以下同 じ。</u>）</p>	<p>次に掲げる 経費の区分に 応じ、それぞ れに掲げる額 とする。 1 賃借料 60万円 2 光熱水費 <u>3万6,000円</u> 3 通信費 <u>2万4,000円</u></p>	<p>(略)</p>

	3 通信費（基本料金に限る。）		
--	-----------------	--	--

様式第 1 号 (略)

民間シェルター設置促進事業費補助金交付申請書

(略)

年度において民間シェルター設置促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

(略)

様式第 6 号 (略)

民間シェルター設置促進事業計画変更承認申請書

	3 通信費（基本料金に限る。以下同じ。）	
<u>居場所運営事業</u>	<u>居場所の運営に要する次に掲げる経費</u> 1 <u>賃借料（自己所有物件（自宅を除く。）を居場所として利用する場合は、同等の物件を賃借した場合に要すると認められる経費）</u> 2 <u>光熱水費</u> 3 <u>通信費</u> 4 <u>旅費（アウトリーチ支援に係るものに限る。）</u>	<u>次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。</u> 1 <u>賃借料</u> 60万円 2 <u>光熱水費</u> 3万6,000円 3 <u>通信費</u> 2万4,000円 4 <u>旅費</u> 12万円

様式第 1 号 (略)

困難な問題を抱える女性等支援事業費補助金交付申請書

(略)

年度において困難な問題を抱える女性等支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

(略)

様式第 6 号 (略)

困難な問題を抱える女性等支援事業計画変更承認申請書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた民間シェルター設置促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

(略)

様式第7号 (略)

実 績 報 告 書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた民間シェルター設置促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(略)

様式第8号 (略)

請 求 書 (概算払請求書)

(略)

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定 (決定) を受けた民間シェルター設置促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

(略)

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた困難な問題を抱える女性等支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

(略)

様式第7号 (略)

実 績 報 告 書

(略)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた困難な問題を抱える女性等支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(略)

様式第8号 (略)

請 求 書 (概算払請求書)

(略)

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定 (決定) を受けた困難な問題を抱える女性等支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。